

令5福個答申第2号
令和5年5月22日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(保健医療局総務企画部総務課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 五十川 直行
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第49条第1項の規定に基づき、令和4年1月31日付け保総第632号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第166号

「法人から市が受理した特定個人の事故に関する文書一式及び法人に対して市が行った特定個人の事故に関するヒアリング記録等文書一式」の一部開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「法人から市が受理した特定個人の事故に関する文書一式及び法人に対して市が行った特定個人の事故に関するヒアリング記録等文書一式」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）により非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示することが妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る令和3年10月14日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

なお、審査請求人は、本件個人情報について、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

- 「①公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構（旧公益財団法人福岡県すこやか健康事業団）から福岡市が受理した〇〇〇〇〇〇事故に関する文書一式
②公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構（旧公益財団法人福岡県すこやか健康事業団）に対して福岡市が行った〇〇〇〇〇〇事故に係るヒアリング（聞き取り調査）の記録等文書一式」

(2) 審査請求の経過

- ① 令和3年9月28日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報について開示請求を行った。
- ② 令和3年10月7日、実施機関は、開示決定期間を延長し、その旨を審査請求人に通知した。
- ③ 令和3年10月14日、実施機関は、本件個人情報の一部を条例第20条第2号、第3号及び第6号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ④ 令和4年1月12日、審査請求人は、本件処分を不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び令和4年11月30日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 本件個人情報、実施機関と公益財団法人福岡県すこやか健康事業団（現在の公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構。以下「機構」という。）との業務委託契約に基づく報告文書であり、法人の内部運営情報ではないことから、情報開示によって、今後の業務執行に支障を生じるおそれはない。
- ② 「機構から外部に開示しないとの条件で任意に提供されたものである」との弁明は、保有個人情報開示決定等の期間延長通知書の延長理由と矛盾している。
延長理由は「期間内に開示、非開示の判断を行うことが困難であるため」、「対象公文書に第三者に関する情報が含まれており、第三者の意見を聴く必要があり、期限内に決定を行うことが困難であるため」とあり、実施機関からも電話で「機構に開示していいかの判断を仰ぐ必要があるため、開示決定の期間を延長する」との連絡があったことから明らかなように、機構は外部に開示しないとの条件で提供したものではない。
- ③ 条例には「開示しないとの条件で任意に提供されたもの」と明記されているのに、開示請求後に「外部に開示しないとの条件を付した情報」として、非開示決定することは、条例違反であり、実施機関のガバナンスに問題があるのではない。また、業務委託契約書第4条第3項に基づく実施機関からの要請で提供されたものであり、法的な協力義務は、当該契約書に存在するため、「任意に提供されたもの」との弁明も不適切である。
- ④ 機構の「正当な利益を害するおそれがある」とあるが、個人情報保護条例の解説によると『『正当な利益を害するおそれ』の『おそれ』の程度は、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる』とあるところ、弁明意見書に「法的保護に値する高い蓋然性」の記載は見当たらない。
- ⑤ 審査請求人は、事故の真相を求めているのであり、事故の疑問解消が情報開示を求める理由である。そして、その情報は、審査請求人の〇〇〇〇〇配偶者に関する情報であり、なぜ全面開示しないのか理解できない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び令和4年12月21日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 実施機関が平成〇年度に、機構に委託して実施した集団がん検診において、〇〇〇〇〇〇事故（以下「本件事故」という。）が発生した。
実施機関は、委託元として、事故に遭われた受診者のご家族である審査請求人からの医療的、法的な側面も含む問題点や疑問点について、機構に調査、報告を

求めた上で、説明を重ねるなどの対応を行ってきたところである。

- ② 本件個人情報のうち、検診実施団体の職員等の氏名は第三者の個人情報であるため、条例第20条第2号に該当する。また、法人の内部運営情報は、公にしない条件で任意に提供されたものであるとともに、開示することで、法人との率直な意見交換を妨げ、今後の業務遂行に支障を生じるおそれがあるため、条例第20条第3号及び第6号に該当する。
- ③ 法人の内部運営情報は、業務委託契約書第4条第3項に基づき、実施機関から機構へ報告を求め、機構から外部に開示しないとの条件で任意に提供されたものである。機構と審査請求人とは、本件事故の原因と本件事故当日の処置・対応に関して認識・見解が大きく異なっており、両者は〇〇あるいは〇〇〇〇の手続を進めたが、いずれも〇〇となっている。このような関係性を踏まえると、機構内部の対応方針やその背景の考え方などを含む当該情報を審査請求人に開示することは、交渉の当事者としての機構の地位その他正当な利益を害するおそれがあるほか、当該情報の性質、当時の状況等に照らして、開示しないとの条件を付することが合理的であると認められる。
- ④ また、前述のとおり、法人の内部運営情報は実施機関の機構に対する任意の調査によって得られたもので、当該調査に法的な協力義務はなく、情報提供は機構の任意の協力によるものである。仮に機構の内部情報である当該情報について、前述のような関係性にある審査請求人に開示すれば、今後機構から機構の内部情報の提供を受けることが困難となり、今後の実施機関の本件事故対応や集団健診委託業務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

実施機関は、弁明意見書によると、本件個人情報が記録された公文書のうち、別表1に掲げるものについては、条例第20条第3号（ア又はイ）及び第6号に規定する非開示情報に該当することを理由に、また、別表2に掲げるものについては、条例第20条第2号に規定する非開示情報に該当することを理由に、その一部を非開示としている。

これに対し、審査請求人は、非開示部分の開示を求めているものと解されるので、まず、条例第20条第3号（ア又はイ）及び第6号該当性について、次に、条例第20条第2号該当性について、以下検討する。

(2) 別表1に掲げる非開示部分1から10までの条例第20条第3号及び第6号該当性について

- ① 条例第20条第3号アは、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについ

て、非開示とする旨定めている。

また、同号イは、法人に関する情報であって、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものについて、非開示とする旨定めている。

さらに、条例第20条第6号は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非開示とする旨定めている。

- ② 当審議会において、本件個人情報のうち別表1に掲げるものを見分したところ、非開示部分1及び2には、本件事故における審査請求人との交渉に関する機構の対応の方針及びその参考となる情報等が、非開示部分3から7までには、〇〇〇〇における機構の主張の内容、〇〇〇〇に向けた対応の方針等が、非開示部分9及び10には、実施機関と機構との間で行われた、本件事故における審査請求人との交渉に関する対応方針のやり取りが記載されていることが認められる。

また、非開示部分8には、事故等に対応するために機構が契約する保険の内容が記載されていることが認められる。

- ③ そこで検討するに、非開示部分1（別表3に掲げる部分を除く。）、非開示部分2から7まで、非開示部分9及び10を開示した場合、非公開で行われた〇〇〇〇での機構の主張や、本件事故における審査請求人との交渉に関する機構内部の検討状況や対応方針等の情報が明らかとなり、交渉の一方の当事者としての機構の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第20条第3号アに該当し、非開示とすることが妥当である。

しかしながら、非開示部分1のうち、別表3に掲げる部分については、審査請求人が機構に提示した内容であり、これを開示したとしても、機構の法人としての正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第20条第3号アには該当しない。

また、別表3に掲げる部分については、当審議会が確認したところ、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された事実は確認できなかったことから、条例第20条第3号イにも該当するとは判断できない。

さらに、別表3に掲げる部分については、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められず、条例第20条第6号にも該当するとは判断できない。

よって、非開示部分1のうち、別表3に掲げる部分については、開示することが妥当である。

次に、非開示部分8について検討するに、事故等に対応するために機構がどの保険会社とどのような内容の契約を締結しているかということは、一般に公にされていない法人の内部管理に関する情報であり、これを開示した場合、交渉の一方の当事者としての機構の正当な利益を害するおそれがあると認められることか

ら、条例第20条第3号アに該当し、非開示とすることが妥当である。

(3) 別表2に掲げる非開示部分11から26までの条例第20条第2号該当性について

① 条例第20条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、同号ただし書に規定する一定の場合を除き、非開示とする旨定めている。

② 当審議会において、本件個人情報のうち別表2に掲げるものを見分したところ、非開示部分11から18まで及び20から26までには、機構職員等の氏名、印影、役職が記載されていることが認められる。

また、非開示部分19には、医師の本籍地、生年月日、第何回の医師国家試験に合格したか、医師免許証の交付年月日及び医籍登録番号が記載されていることが認められる。

③ そこで検討するに、非開示部分11から26まで（上記(2)③において、条例第20条第3号アに該当すると判断したものを除く。）は、条例第20条第2号本文に規定する第三者の個人情報に該当し、同号ただし書アからエまでに該当する事実も認められないことから、非開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関の対応などについて種々の主張を述べるが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和4年1月31日	審査庁から諮問
令和4年3月31日	実施機関から弁明意見書を受理
令和4年5月24日	審査請求人から反論意見書を受理
令和4年9月28日（第237回審査請求部会）	審議
令和4年10月26日（第238回審査請求部会）	審議
令和4年11月30日（第239回審査請求部会）	審査請求人から意見聴取及び審議

令和 4 年12月21日（第240回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和 5 年 2 月15日（第241回審査請求部会）	審議
令和 5 年 3 月15日（第242回審査請求部会）	審議
令和 5 年 4 月26日（第243回審査請求部会）	審議

別表 1（条例第20条第 3 号及び第 6 号該当を理由に非開示とした部分があるもの）

件名	
(略)	非開示部分 1
	非開示部分 2
	非開示部分 3
	非開示部分 4
	非開示部分 5
	非開示部分 6
	非開示部分 7
	非開示部分 8
	非開示部分 9
	非開示部分10

別表 2（条例第20条第 2 号該当を理由に非開示とした部分があるもの）

件名	
(略)	非開示部分11
	非開示部分12
	非開示部分13
	非開示部分14
	非開示部分15
	非開示部分16
	非開示部分17
	非開示部分18
	非開示部分19
	非開示部分20
	非開示部分21
	非開示部分22
	非開示部分23
	非開示部分24
	非開示部分25
	非開示部分26

別表 3（開示することが妥当である部分）

非開示部分 1 のうち、平成〇年〇月〇日付「胃がん検診における〇〇の最終対応について（ご報告）」1枚目（「2. 対応」部分）中、3行目から8行目まで
--